

令和2年4月20日

お客様各位

(公財)やまなし産業支援機構  
アイメッセ管理部

## アイメッセ山梨 臨時休館のお知らせ

アイメッセ山梨は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言対象地域が全国に拡大されたことを受け、令和2年4月20日(月)から同5月6日(水)まで、下記の通り臨時休館させていただきます。

なお、(公財)やまなし産業支援機構、ジェトロ山梨等の事務所は、通常通り業務を行っています。また、アイメッセ山梨の利用に関するご予約、問い合わせ等は、アイメッセ管理部(055-243-1811)にお願いします。お客様には大変ご不便をお掛けしますが、何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

今後も、更なる感染防止対策の徹底を行い、アイメッセ山梨ご利用のお客様、職員の安全確保を最優先に対応を進めてまいります。

### 記

#### 1. 休館期間

令和2年4月20日(月)～5月6日(水)

#### 2. 休館場所

アイメッセ山梨の展示ホール、大会議室。

※状況により、臨時休館の期間は、延長される場合がございます。

※山梨中央銀行のATMのご利用はできます。

#### 3. 問い合わせ

(公財)やまなし産業支援機構アイメッセ管理部

TEL 055-243-1811

FAX 055-243-1816

Mail imesse@yiso.or.jp

※アイメッセ山梨では、消毒液の設置やドアノブ、エレベータ等の手に触れる箇所の消毒を定期的を実施しております。

以上